



度福第 192 号

平成 29 年 7 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

度会町長 中村 順



『(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク』事業環境影響評価準備書  
に対する意見について

標題の件について、平成 29 年 7 月 26 日付けで別添写しのとおり意見を述べましたので、三重  
県環境影響評価条例第 19 条第 2 項の規定により送付します。

事務担当：福祉・環境課

電 話：0596-62-2424

## 『(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク』事業に係る 環境影響評価準備書に対する意見

### (総括)

太陽の光エネルギーを利用した太陽光発電は、再生可能エネルギーとして近年その重要性がますます高くなっています。

しかし、本事業により、周辺住民の生活環境の変化による不安は大きくなると思われます。

事業の実現に当たっては、地域住民や関係者等への理解が得られるよう、丁寧に対応していくことが必要であると考えます。

### (個別的事項)

- 1 調整池や下流（谷・河川・水路等）の流下能力の確認（引用する係数や算定、ネック点の設定等）、及び講じるべき措置・対策について、定められた規定に基づくほか、林地開発許可権者や各施設管理者と十分協議のうえ決定すること。また、事業区域やその調整池から下流施設（谷・河川・水路・農業用ため池等）に土砂を流出させないよう維持管理を含めた対策を講じること。
- 2 事業区域において、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザル等有害鳥獣の生息が確認されており、開発によりこれらの生息区域が著しく減少することが認められている。これらが別の山林等へ逃避することが確約されるのではなく、残置森林は、開発許可基準に則り、事業区域周辺部（外周）に設置されるため、逃避しない有害鳥獣の生息区域が周辺農地や道路に接近するため、農業被害や交通事故の増加が懸念される。また、別の山林等へ逃避する有害鳥獣の行動予測も推測されるが、逃避した新たな生息区域周辺の農地や道路等への被害リスクも高まる。これらのことから、事業区域周辺及び予測される逃避先周辺への影響が増加した場合は、適切な獣害対策を講じること。
- 3 開発により、事業区域内における災害の発生、水源涵養機能の低下、環境悪化が懸念される。林地開発において設置が義務付けられる残置森林について、多くが未整備林であるため、森林の機能が十分に発揮されるよう、工事期間中において間伐や受光伐等必要な措置を行い、また施設供用期間中においてもこれを維持すること。

- 4 保水、山腹崩壊防止、温室効果ガス削減及び景観形成のため、造成森林については植樹後も適切な施業を行い、健全な森林の育成に努めること。
- 5 発破に伴う騒音、振動について、適切に予測し、周辺の自然環境や近隣住民の生活に影響が出ないように、最大限の対策を講じること。
- 6 全ての切土、盛土法面について、土砂流失防止及び緑化、周辺との調和のため、法面保護工事を行うこと。なお、法面保護工事については、立地条件（土質、勾配、方位等）や施工時期により発芽率が違うため、十分に考慮すること。  
また、法尻や場内道路の排水対策について、急激に調整池へ流れ込まない対策を講じること。
- 7 工事施工中、道路への落石や濁水、汚損、危険な道路使用等影響を与えないよう対策を講じること。
- 8 事業区域に隣接する上久具「丹生谷池」の流域面積が、パネル設置前後で変わらないようにすること。
- 9 事業廃止後のパネル等施設は、有効利用も含め処理方法をあらかじめ検討し、現行法令に基づく処理計画を示すこと。
- 10 事業廃止後、パネル等施設を撤去した跡地について、荒廃地とならないよう、跡地利用の計画を示すこと。
- 11 伐採樹木の再資源化にあたり想定されている場内でのチップ化や搬出計画について、発生量や作業場所を考慮した具体的な計画を追加記載すること。
- 12 未然防止対策として計画されている項目に「破損状況・規模に応じて直近の調整池において有害物質溶出の速やかな検査の実施」を追加すること。
- 13 工事中及び供用後において、希少な野生生物が確認された場合は、関係機関に連絡し、適切な措置を講じること。

- 1 4 太陽光パネル設置において、自然景観を極力損なわないよう、残置森林及び造成森林の配置等、十分に検討すること。なお、町道川南線（山川矢村線終点付近）と農道鮠川下久具線（矢村入口付近）のフォトモンタージュを追加すること。
- 1 5 施設の供用時に実施する除草等の際には、除草剤等の薬品を使用しないこととする旨、地域住民にも分かりやすい形で環境保全計画（水質）等に記載し遵守すること。
- 1 6 事業実施区域及びその周辺の気温について、調査地点数、調査回数及び実施時間等を十分に確保し、事後調査を実施、報告するとともに、その計画を評価書に記載すること。
- 1 7 環境面や災害面から事業実施を不安視する住民意見もあることから、事業を進めるにあたっては、その不安が払拭されるよう事業の進捗状況を含め、定期的にホームページへ掲載するなど、関係地区住民に限らず、広くコンセンサスが得られるよう積極的な情報発信に努めること。
- 1 8 事業計画の変更については、当該変更に伴う環境影響評価を再度測定し直したうえで、変更前後の影響が容易に比較できる結果を提示すること。
- 1 9 工事車両が通行する道路（橋梁を含む。）の設計荷重を遵守し、設計荷重を超える場合は、道路管理者と協議すること。
- 2 0 『調査の結果は、・・・・・・公表するとともに5年間保管することとします。』としているが、少なくとも、当宮リバー度会ソーラーパーク事業の実施期間中は、すべて適切に保管すること。
- 2 1 「住民の意見の概要及び事業者の見解」1-8などにおいて、『・・・風力は振動の問題等、それぞれの欠点がある中で・・・』との見解が述べられている。  
他の事業者が、当町で稼働している風力発電については、振動が特別に重要な問題とはされていないため、町民に疑念を抱かせる表現は差し控えること。